

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

玉 野 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

① 荘内地域

(1) 現況

北部は、児島湾淡水湖に農業用水利を依存するいわゆる古干拓地と、鴨川水系に属する平坦部の農地からなり、水田がほとんどである。この古干拓地は優良水田地帯として土地生産性の向上を図る観点から、農業生産法人を中心とした水稻と大麦の輪作に取り組んでおり、担い手への農地の集積とともに、農業機械の共同利用による効率的な営農に努めている。

南部は県道迫間～児島線に近接した水田地帯であり、現在一部ほ場整備事業を実施しており、集落営農組織による集積予定である。一方、ほ場整備区域外では、兼業農家が多く経営規模も零細でかつ農地も不整形である。また、他の農用地は山の麓に不整形、階段状に散在しており、担い手の減少により遊休農地化が進んでいる。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な参画主体による保全活動を推進するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）（以下、「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することによる、農地の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

② 八浜地域

(1) 現況

この地域には、昭和 30 年代後半に開田した比較的新しい干拓地があり、ほ場整備、農道整備が進んだ水田地帯が主であるが、茄子などの施設園芸や施設花卉栽培などの複合経営による専業農家も多い。

また、金甲山の西麓一体は兼業農家による水田地域と果樹地域からなるが、農地の規模が小さく、区画も不整形なものが多いことに加え、山あいには散在する傾斜度が高い農地は生産性も低く、中山間地域の特認地域に指定されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な参画主体による農地の保全活動を推進する

ため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することによる、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、急傾斜地等の中山間地域としての特認地域においては、既存集落協定における農業機械の共同利用の推進のほか、担い手の育成、近隣集落との連携を進めるなど、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、農業生産活動の継続的な実施を支援することで、農地の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

③山田地域

(1) 現況

本地域は、瀬戸内海に面し比較的温暖かつ小雨の気候条件を備えているが、山すその棚田状の農地が多く、農道も狭く全体には場整備も進んでいない。昭和40年代に取り組んだ農業構造改善事業により山林を開墾して造成したみかん樹園地域もあるが、傾斜地で農道整備が進んでおらず、高齢化などと相まって、遊休農地化が進んでいる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な参画主体による農地の保全活動を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することによる、農地の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、急傾斜地等の中山間地域としての特認地域においては、既存集落協定における農業機械の共同利用の推進のほか、担い手の育成、近隣集落との連携を進めるなど、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、農業生産活動の継続的な実施を支援することで、農地の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

④東兎地域

(1) 現況

本地域は、金甲山と瀬戸内海に挟まれており、比較的温暖・小雨な気候に加え、日照時間も長いことから、地域の気候に適した施設花卉栽培に取り組んでいるが、農地の基盤整備が不十分な地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な参画主体による保全活動を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することによる、農地の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、急傾斜地等の中山間地域としての特認地域においては、既存集落協定における農業機械の共同利用の推進のほか、担い手の育成、近隣集落との

連携を進めるなど、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

区分	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	荘内地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	八浜地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	山田地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	東児地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域設定はしない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農業振興地域内の農用地であって1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

岡山県知事が指定する次の地域

旧八浜町、旧山田村、旧胸上村、旧鉾立村（農林統計上の中間農業地域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地、採草放牧地 15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地、採草放牧地 8 度以上 15 度未満）

急傾斜農用地を含む集落協定が、当該急傾斜農用地と一体となって保全管理活動に取り組む一団の緩傾斜農用地。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、次のとおりである。

- 1) 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- 2) 玉野市の平均経営規模以上の経営体
- 3) 農業所得が 100 万円以上の経営体

（3）その他必要な事項

- 1) 協定にあらかじめ位置づけられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和 6 年度までの交付単価について

ア 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

イ 既荒廃農地の林地化

既荒廃農地の林地化の交付単価は、すべて畑の単価（林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価）とする。

ウ 限界的農地の林地化

限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目の単価とする。

エ 土地改良事業等の実施

- ① 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
- ② 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価）とする。

オ 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価）とする。